

# 研 究 紀 要

第 12 号

1995

財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

# 目 次

## 序

方形周溝墓と溝

—方形周溝墓に伴う溝について—

福田 聖 ..... 1

古墳時代集落祭祀の一考察

平岩 俊哉 ..... 17

埼玉県内出土象嵌遺物の研究

—埼玉県の象嵌装太刀—

瀧瀬 芳之・野中 仁 ..... 37

北武藏の古墳時代馬飼養地域

山川 守男 ..... 95

中世地鎮の一様相

—大里郡寄居町末野遺跡例を中心として—

鈴木 孝之 ..... 113

# 中世地鎮の一様相

## —大里郡寄居町末野遺跡例を中心として—

鈴木 孝之

要約 中～近世の考古資料中には、土師質土器の内面に、密教法具である「輪宝」や「羯磨」が墨画されたものがある。これらはいずれも、当時の地鎮祭儀に用いられたと推定されている資料であり、近年報告例が徐々にではあるが、増しつつある状況にある。とくに、前者についてはこの点が強調できるが、後者の「羯磨」を墨画した事例は驚くほど少ない。

寄居町末野遺跡の発掘調査においては、羯磨の墨画された土師質土器1点が出土し、そしてその周辺では掘立柱建物跡群・溝跡などを検出した。そこで、墨画土器の性格については、地鎮祭儀によるものと類推し、しかも簡略化され変容したものになっていたのではないか、と考えた。

次いで、この地鎮祭儀と各遺構群との関連性の有無や、何を対象としたものであったのかを検討し、その結果、屋敷地の四方（四隅）におこなわれた地鎮祭儀のひとつと推論した。

### はじめに

- 1 末野遺跡の概略と中世屋敷跡
- 2 出土した墨画土器
- 3 墨画資料の類例

### 4 末野遺跡例の性格

- 5 小結
- おわりに

### はじめに

住まいをはじめとして、何らかの施設を建てるには、予め土地を成形したり掘り下げたりすることが多い。現代においても、「地」をいじるさいにはその土地の神のあたりや、怒りを受けないようにとの願いを込めるとともに、その「地」の安寧を願うための行為がおこなわれることがある。このように、「地」の神を畏れこれをまつるという行為は、古くからおこなわれていたと察せられる。発掘調査時においても、地鎮にかかるると推定させる資料を見る機会がある。しかし、祭儀の痕跡としての遺構・遺物が検出されるのみであり、何らかの祭儀を感じさせるものではあっても「地鎮関連の資料」と明言するには躊躇せざるを得ない。まして、その祭儀の内容を推し測ることがむつかしいだけに、なおさら困難となる。こうした中で、「地鎮関連の資料」と推定される資料が、徐々にではあるが増し始めたという現状にある。

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団では、平成3（1991）年12月より県道広木末野線建設に伴う発掘調査を実施した。筆者自身も担当者の一人として参加したこの調査では、末野遺跡において

中世の地鎮を推定させる資料が1点ではあるが確認され、新たな知見となった。末野遺跡の発掘調査は平成7年度も行われており、整理作業が開始されるのは工程的にさらにその先となる予定である。整理作業とそれに続く報告書刊行に先行する形になるが、資料提示の意味も含めここに報告したいと思う（註1）。

末野遺跡をはじめとする発掘調査の成果については、将来刊行される本報告が優先されることを論じたまない。しかし現段階では、小稿が本報告に先んじることになるため、冗長にはなるが、はじめに末野遺跡とその発掘調査の概略説明をおこなう。そしてその後に、本遺跡における中世の地鎮と推定される資料を示すとともに類例を挙げ、現状での私見を述べたいと思う。

なお、「地鎮め」という祭儀については、宗教・宗派によって用いられる言葉もさまざまであり、内容的にはさらに複雑となる。小稿では、特定の宗教・宗派の用語としてではなく、「地」に対するまつり全体を意味する言葉として“地鎮”という語を用いることとする。

## 1 末野遺跡の概略と中世屋敷跡

### 1. 立地と環境

寄居町は、荒川によって形成された扇状地の扇頂部にあたり、河岸段丘のよく発達した地域といえる。遺跡は、埼玉県大里郡寄居町大字末野字金場1126番地2他に所在しており（第1図）、立地としては上武山地南端、荒川左岸の第2河岸段丘上に相当する。この段丘面は、北側の大正寺山を後背地として西側は逆川、東側は荒川に向かって開く谷地形まで東西約800mにわたって展開するが、途中南に向かって開く4箇所の谷地形のため起伏に富んでおり、標高は122～138mを測る。

ここに報告する末野遺跡は、県道建設に伴って発掘調査された3遺跡・1史跡のひとつで、末野遺跡全体の推定範囲は東西約550m×南北約250m、ここに幅約12～20mの調査区が東西に貫く形と



第1図 遺跡の位置 (1/25,000)

なる。この周辺には、縄文時代前期や奈良・平安時代の住居跡が確認されている城見上遺跡A・B地点や、奈良・平安時代の集落と推定される箱石遺跡などがあり、末野遺跡と同様に県内3大窯跡群のひとつである末野窯跡群に関連すると推定されている。

さらに中世の山城として、武藏七党の一員、猪俣党に連なる藤田氏ゆかりの花園城跡・虎ヶ岡(円良田)城跡、そして荒川の対岸には金尾(要害山)城跡などが存在する。

## 2. 調査の成果

平成5年度末の段階での検出遺構は、以下のとおりである。城見上遺跡(調査終了)：住居跡と思われる遺構1基・埋甕1基・土壙4基(いずれも縄文時代前期)、竪穴状遺構1基・粘土探掘坑125基(共に奈良・平安時代)、ピット多数(時期不明)。箱石遺跡(調査終了)：古墳跡1基(古墳時代後期)、住居跡8軒・土壙7基・粘土探掘坑6基(共に平安時代)、掘立柱建物跡1基(中世)、ピット多数(時期不明)。花園城跡(平成7年度調査中)：花園城に伴うと推定される堀跡2条(中世)。末野遺跡(平成7年度調査中)：石器集中1箇所(旧石器時代)、須恵器焼成窯跡2基・土壙1基(共に古墳時代後期)、粘土探掘坑60基(奈良・平安時代)、住居跡3軒・須恵器焼成窯跡(共に平安時代)、掘立柱建物跡16棟・溝跡12条・土壙22・井戸跡2基(いずれも中世)ほか。

各種の遺構・遺物が検出され問題点多岐にわたるが、そのうちの1例として、中世の墨画土器も意義の大きな資料であるといえる。

## 3. 中世の遺構と遺物

上に挙げた各遺構のうち、末野遺跡の中～近世の遺構は、掘立柱建物跡16棟・溝跡12条・土壙22基・井戸跡2基のほかピット多数である。これらは万遍なく分布しているというわけではなく、大まかに2つのグループを構成していると思われる。これは掘立柱建物跡群や溝跡についても同様で、東西のグループから成っていることから、便宜上“西群”“東群”と呼称して論を進める(第2図)。

墨画土器は、西群に含まれる屋敷地の推定範囲内(範囲外では掘立柱建物跡は確認されていない)から出土しているため、ここでは西群の屋敷地(後述)内の遺構・遺物に限りたいと思う。該当する遺構は、a掘立柱建物跡=1号～10号、b溝跡=1号～4号、そして墨画土器の出土した5号ピットである。

墨画土器出土の5号ピットは「4 出土した墨画土器」の項で、遺物とともに紹介する。ほかのピットにも柱穴の可能性が想定されるが、掘立柱建物跡と判断するには至らなかった。いずれも詳細は不明であり、遺物の出土もなかった。覆土から中近世のものと思われる。そこで、5号ピット以外の記述は省略する。

さらにこれらに加えて、掘立柱建物跡・溝跡等の位置関係から、屋敷跡の存在の可能性を「c」として検討してみたい。

### a 掘立柱建物跡

西群・東群とも、重複関係をもつものや、軸方向にズレをもつ例があることから時期差が窺える(第3図・4図1・註2)。しかし、同一の屋敷(建物の集まりのみからその性格を推定することには無理を伴うが、ここではとりあえず屋敷と呼ぶこととする)地内の建て替えであるのか、位置的に重なるものの、まったく別の屋敷が存在したのであるかを判別することは困難である。

柱穴の並びが、一方向もしくは二方向（＝L字形）のみ確認される場合、考えられる可能性としては、

- 1 = 塀や櫓など、掘立柱建物跡とは別の遺構である場合。
- 2 = 掘立柱建物跡の柱穴が、表土の削平や耕作等によって失われている場合。
- 3 = 発掘調査時点で、地山と柱穴の見分けがむづかしく確認できない柱穴がある場合。

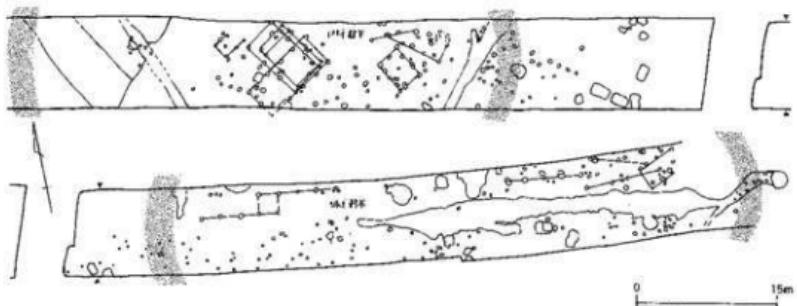
等々がある。

西群・東群とともに、柱穴の並びが一ないし二方向のみという例がある。両群とも掘立柱建物跡の分布範囲の多くが埋没谷上に位置しており、上に掲げた「3」の場合に該当するものがあるのではないか、というのが調査時点での印象であった。そこで、柱穴の並びが一方向ないしは二方向のものでも、ここでは掘立柱建物跡として進めていくことにしたい。なお残念ながら、どの掘立柱建物跡の柱穴からも遺構の時期を推定させる出土遺物はなく、重複関係にある掘立柱建物跡で、新旧関係が把握できる事例もなかった。

両群の中で、それぞれ幾つの屋敷跡が時期を遡えて存在したのかは明らかではないが、両群が同じ屋敷であったとは考えにくい。やはり別個であるとすべきであろう。

以下、順を追って記述していく（註3）。

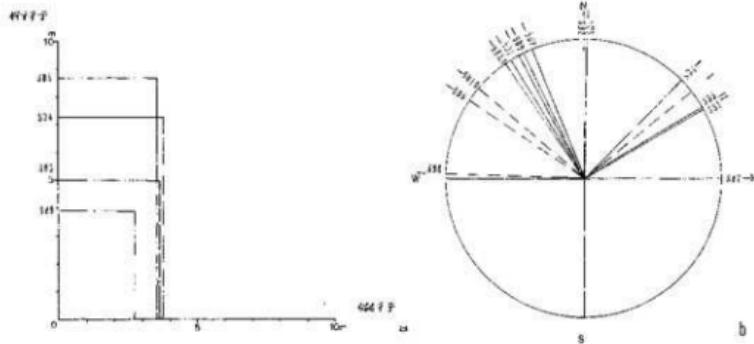
- ・1号掘立柱建物跡：主軸方向はN-61°-E。梁行は1間で柱間距離1.8m、桁行は2間まで確認できたのみで、柱間距離にバラつきがある。
- ・2号掘立柱建物跡：主軸方向はN。柱穴の並びは一方向のみで、3間分が確認できたのみである。今回の検出事例からみる限り、梁行が3間を越える掘立柱建物跡が無いことから、本例は桁方向が検出されているのであろうか。1号掘立柱建物跡と重複関係する。
- ・3号掘立柱建物跡：主軸方向はN-34°-W。規模は2間×2間で、梁の北側に庇をもつ。梁の西側と庇部分では、柱穴の並びが若干乱れている。梁行3.7m・桁行5.0m、桁行の方が柱穴間距離が長く、平面形は長方形を呈する。4号・5号掘立柱建物跡と重複する。
- ・4号掘立柱建物跡：主軸方向はN-34°-W。規模は1間×3間であるが、梁行の柱穴距離が3.8mと



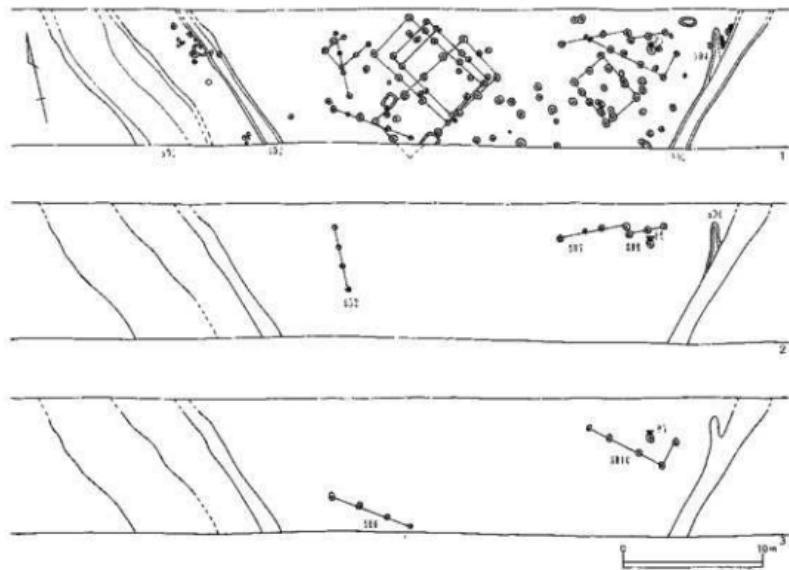
第2図 末野遺跡 中近世遺構分布図（部分・1/600）

大きく、例えば3号掘立柱建物跡の梁行2間分に等しい。ちなみに桁行の柱穴距離は2.5mである。梁行3.8m・桁行7.3m。3号・5号掘立柱建物跡と重複する。3号と4号は主軸方向が等しく、位置的にも0.7m程ズレているのみ、というようにきわめて接近している。前後関係は不明であるが、建て替えの可能性が高いといえる。

- 5号掘立柱建物跡：主軸方向はN-60°-E。規模は2間×5間または4間で、梁行3.6m・桁行8.7m。南東隅の柱穴は、調査区外に存在するとみられる。西側の梁行は2間と推定されるが、東側では隅柱だけしか確認できなかった。桁行西側で柱穴間距離がやや変則的であるが、覆土からみても5間の可能性を探りたい。3号・4号及び6号掘立柱建物跡と重複する。6号との関係は分からぬが、3号・4号とはほぼ直行している。3号・4号・5号は各々重複していることから同時性はないが、同じ“軸”を意識しての建て替えと看做したい。
- 6号掘立柱建物跡：主軸方向はN-56°-W。柱穴の並びは一方向のみで、3間分が確認できたのみである。2号掘立柱建物跡にみたように、6号も桁方向が検出されているのであろうか。5号掘立柱建物跡と重複関係するが、2号との重複関係の有無は不明である。
- 7号掘立柱建物跡：主軸方向はN-88°-W。柱穴の並びは一方向のみで、3間分が確認できたのみである。柱穴の並びがやや乱れ、柱穴距離にはバラつきがあるが、柱穴の覆土から同一の掘立柱建物跡であると判断した。2号・6号掘立柱建物跡にみたように、7号も桁方向が検出されているのであろうか。本例は埋没谷の落ち際に位置しており、柱穴の見落としの可能性は低いと思われる。検出されているピットから観る限り、梁行または桁行が南に延びるとは考えにくく、北側の調査区外に続く可能性を探りたい。南に続くならば8号・9号・10号掘立柱建物跡と重複することになる。
- 8号掘立柱建物跡：主軸方向はN-90°-W。柱穴の並びは一方向のみで、2間分が確認できたのみである。柱穴の覆土から同一の掘立柱建物跡であると判断した。本例は埋没谷からはずれた位置にあるため、ピットの見落としの可能性はきわめて低い。2間であることから梁行であろうか。7号掘立柱建物跡と同様の理由から、北側の調査区外に続くと思われる。南に続く場合では、10号掘立柱建物跡と重複することになる。7号・8号掘立柱建物跡は位置的に少しづれるが、主軸方向はほ



第3図 掘立柱建物跡の規模・主軸方向



第4図 西群遺構分布図 1：1～3号屋敷跡、2：1号屋敷跡、3：2号屋敷跡

ほぼ平行もしくは直行する。

- ・9号掘立柱建物跡：主軸方向はN-26°-W。規模は2間×2間であるが、柱穴距離は梁行では1.4m・桁行で1.9mであるため、平面形は長方形を呈する。北側の梁では、隅柱の間に柱穴が検出され2間となるが、南側の梁では隅柱のみの検出である。梁行2.8m・桁行3.9m。7号掘立柱建物跡が南に続く場合には、本例と重複することになる。
- ・10号掘立柱建物跡：主軸方向はN-50°-W。柱穴の並びは二方向のみで、南東方向に3間、北東方向に1間分が確認できたのみである。柱穴の覆土から同一の掘立柱建物跡であると判断した。南東方向の並びが桁行であろうか。7号・8号掘立柱建物跡と重複する。特に7号掘立柱建物跡と柱穴同士が重複しているが、新旧関係は判別できなかった。

#### b溝跡

西群で検出された溝跡は4条である。小篠では便宜上、西側から1号～4号溝跡と仮称して、以下順を追って記述する。

- ・1号溝跡：西群の最西端に位置する。方位はN-28°-W、幅5.1m・深度0.7m、長さは11.5mまで確認できた。南端部では溝跡のプランをたどることはできなかったが、溝の覆土が谷の埋土を切っていたことから、埋没谷を切ってさらに続くことが分かる。溝の覆土中から、16世紀代と推定される天目茶碗の破片1点が出土している。発掘調査時における土層断面の観察では、地山にきわめて近い土砂が溝の東側（＝屋敷の内側）から流れ込んでいる層序が読み取れた。

・2号溝跡：1号溝跡の東約3mに、ほぼ平行して位置する。方位はN-22°-W、幅1.0m・深度1.0m、長さは11.6mまで検出できた。南半部では、埋没谷を切っていることが確認された。出土遺物無し。

・3号溝跡：4条中最東端に位置する。方位はN-45°-E、幅1.0~2.2m・深度0.7m、長さは10.5mまで確認できた。4号溝跡を切る。出土遺物無し。

・4号溝跡：方位はN-1°-E、幅0.6m・深度0.3m。3号溝跡に切られるため、確認できた長さは1.6mである。3号溝跡に切られる。出土遺物無し。

#### c 屋敷跡

以上にみた西群の遺構から、掘立柱建物跡群が屋敷地を構成している可能性を、次に検討しておきたい。まず掘立柱建物跡の方位からみると、概ね3つのグループが抽出できると思われる。

(1) 軸方向が、東西・南北を意識している掘立柱建物跡群。=2号・7号・8号掘立柱建物跡

(2) 軸方向がN-50°-WとN-56°-Wのもの。=6号・10号掘立柱建物跡

(3) 軸方向がN-34°-Wとほぼこれに直行するN-60°-Eをもつもの。但しN-26°-Wと、前者と8°程ズレているものも、括弧付きでこのグループに含めておきたい。

=1号・3号・4号・5号・(9号) 掘立柱建物跡

これらのグループについては、1つの屋敷跡の中でⅠ期・Ⅱ期・Ⅲ期とし、さらに掘立柱建物跡の重複関係などから、各々小区分すべきであるかも知れない。しかし、現状では新旧関係は確定的なものではなく、時期的な順序であるかのような誤解を招かないよう、1つ1つを独立させて考えると、1~3号屋敷跡と命名していきたいと思う。

(1)については、明らかに(2)・(3)の事例とは異なる一群と看做して良いと考える。4号溝跡もほぼ南北を指しており、遺存度が良くないものの、これらの掘立柱建物跡群に対応するもの（例えば地割りの溝）であろうか。いずれも一方向の並びとしてしか検出できていはないが、すでに述べた事柄から掘立柱建物跡の一部であると想定し、この一群を1号屋敷跡（第4図2）と仮称しておく。

なお土層断面の観察から、4号溝跡は3号溝跡に切られており、4号溝跡が1号屋敷跡に関連するのであれば3号屋敷跡（3号溝跡を含む・後述）より古いと看做すことができる。屋敷地の範囲は不明。

(2)については、1号や3号屋敷跡（後述）に比してひとつの屋敷跡と想定するだけの根拠に欠けるといわざるを得ない。6号掘立柱建物跡は、1号・3号～5号掘立柱建物跡とは大きく軸がズレているとの印象を受ける。これは、1号・2号溝跡に対しても同様である。しかし、6号と6°のズレしかないことから同類と看做した10号掘立柱建物跡は、3号溝跡（=3号屋敷跡）と近似値（ズレは5°）で直行しており、3号溝跡に対しては9号掘立柱建物跡の場合よりも近似値（ズレは19°）である。

1号屋敷跡とは異なるとはいえ、3号屋敷跡との関連性を否定するだけの根拠はなく、かといつて積極的に肯定するだけの背景もない。とりあえず2号屋敷跡（第4図3）として仮称しておくが、3号屋敷跡との関連性一例えは、3号の前身的なもの一を捨て切れない。

(3)については、ひとつの屋敷跡としての可能性がきわめて高いといえよう。つまり、1号・3号・

4号・5号・(9号) 挖立柱建物跡は、位置関係・方位から、1号～3号溝跡を巡らせた屋敷地の内側に建てられた掘立柱建物跡群であると考えられ、3号屋敷跡と仮称する。そしてこの3号屋敷跡の地割りは、現在に至るまで桑畠の地割りとなってその痕跡をとどめていると推定されるのである(第5・6図)。

この地割りは、別の畠による攢乱などで一部プランが不明瞭になっている箇所があるものの、きわめて良く屋敷地のプラン・規模の痕跡を残しているといえる。そして(1)・(2)に対応する地割りの痕跡は航空写真には見受けられない。これはとりも直さず、3号屋敷跡が屋敷跡の中で最も新しい遺構であるとの証左ではなかろうか。

3号～5号掘立柱建物跡は、主軸方向から推して同一の屋敷跡に伴うとは推定できるが、互いに重複しておりその前後関係は不明ながら、建て替えなどによる3期までは想定できよう。

上記のように、1号屋敷跡を除いた掘立柱建物跡群を、2号・3号屋敷跡とにグループ分けはしたが、各掘立柱建物跡の主軸方向を基にしたものであり、それと周囲を巡る溝跡との対応性から導き出したものに過ぎない。掘立柱建物跡の主軸同士がズレてはいても、溝跡自体も直角に屈曲しているわけではない。溝の各辺に対応させて掘立柱建物の主軸方向が決められているとするならば、掘立柱建物同士の軸も当然ズレが生じることになる。この点から考えると、2号屋敷跡は1つの屋敷跡として存在していたのではなく、3号の屋敷地での度重なる建て替えの結果であるとの可能



第5図 屋敷跡全景（空中写真と全測図を合成・1/600）

性も否定できない。この疑問については、積極的な肯定も否定もできないため結論できない。ここでは、とりあえず3つの屋敷跡として考えていくことにする。

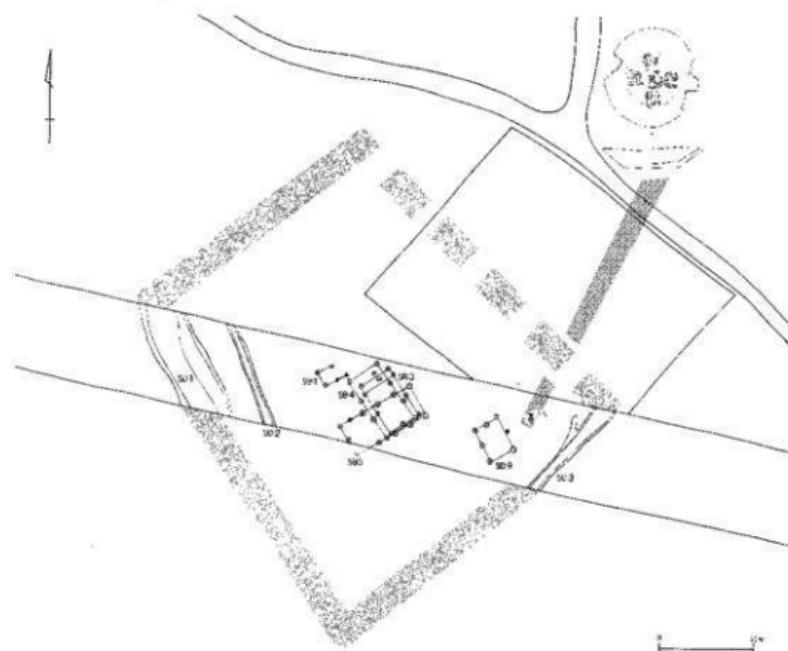
3号屋敷跡の形態・規模について、実測図・航空写真等を基に概観してみる。すでに観たように、発掘調査区内で確認された溝跡の延長線上に桑畠の地境があり、この桑畠がほぼ四角形を呈していることがわかる(第5図)。のことから、桑畠の地割りが当時の屋敷の地割りの痕跡をとどめていると想定される。そしてこの屋敷跡は、小稿で3号屋敷跡と仮称する屋敷跡に該当すると考えた。

まず、この屋敷地の形態について眺めてみたいが、便宜上桑畠の地割りの各辺に<1>～<7>の番号を振り、それを基に記述していくことにする。

屋敷地北東(右上)の畑によってこの部分の地割りは壊されているため、この箇所については北の現道まで続くか否かは不明である。

・<1>は、3号溝跡の延長線上に位置し、その痕跡も明瞭な一辺であり屋敷地南コーナーで屈曲して<2>に続く。

・<2>は、南コーナーから12m程の、やや地割りの不明瞭な部分であるが、おおむね<1>とは直行する。



第6図 3号屋敷跡 (1/600)

・〈3〉は〈2〉と同じ一辺ではあるが、あくまでも現況から観る限り、1号溝跡と地割りがずれているといえる。地境が変形しているとの可能性も捨て切れないが、あるいは屋敷地における出入口部分の何らかの施設の痕跡であろうか。屋敷地の南西にある畠が二つに分かれており、その間の通路部分がこの屋敷地の、地割りのズレている箇所に続いているのも、あるいは上記の事柄を示すものであろうか。〈3〉はズレているとはいえ、遺構として1号溝跡に連続し、ほぼ直角に曲がって〈4〉に至る。

・〈4〉は、地割りの最も明瞭な部分であり、西コーナーから約26mまで確認できる。但し、これより先のプランについては不明瞭といわざるを得ない。西へ屈曲して〈5〉へ続くのか、〈4〉がそのまま直進して〈6〉へと延びていくのか、または東へ屈曲して〈7〉に続くのであるか。航空写真の観察のみでは〈5〉～〈7〉のいずれとも判別することはできない。

・〈5〉の場合では、若干変則的なプランとなるが、先端部が現道がやや屈曲する地点に当たるのはまったくの偶然であろうか。

・〈6〉の場合では、屋敷地のプランはほぼ長方形を呈することになる。また、現道部分が若干曲がっているのも、屋敷地との関係であるとも推測される。

・〈7〉は、現状における桑畠の地割りで、約15mまで確認できる。地割りは失われているがそのまま直進して、3号溝跡と重なり、東コーナーを成していると推定される。やはり1つの畠の地割りとしては、〈7〉とするのが最も自然であると考えられる。その場合、屋敷地と現道の中間部分の意味がわからないが、あるいは現道は屋敷地とは時期的にずれるのであろうか。但し、この一辺も屋敷地の隅切りなど（例えば、ヘリコプターの影付近）で、直角に曲がり現道まで続く可能性も否定できない。

さて屋敷跡の形態についてであるが、調査によって検出された溝跡と桑畠の地割りがこれだけ対応する以上、この桑畠はこの屋敷跡の地割りを踏襲していると思われる。〈1〉～〈2〉・〈3〉～〈4〉～〈7〉による長方形のプラン（第6図）を想定したい。この場合、屋敷地の規模は45m（南西辺）×32m、主軸方向はN-32°-Wで、1号溝跡（N-28°-W）とほぼ一致する。

〈7〉ではなく〈4〉から〈6〉へ続く場合、この一辺の長さは36mとなる。北東の一辺が現道部分まで延びているとするならば、規模は45m（南西辺）×52m、主軸方向はN-55°-Eで1号溝跡とほぼ直行（ズレは5°）する。

2号溝跡についても3号屋敷跡にともなうと考えるが、1号溝跡との同時性については不明である。a：あるいは防衛面など、出入口部（かも知れない）に近いということと関連するのであろうか。または、b：屋敷地の拡張などによるものであろうか。

なお、規模の算定についてはいうまでもなく、当時の地境である溝も埋まった状態で、航空写真を基に概算したものである。溝の幅が不明である以上、端から端までの数値は溝も含んでおり、従つて外法の規模を意味する。

はなはだ脆弱な根拠でしかないが、この屋敷地についてのまとめとして、以下の事柄を掲げておく。

1-屋敷地の地割りを残すと思われる桑畠の範囲は、発掘調査で確認された掘立柱建物跡群・溝跡

- 等から想定した3号屋敷跡に相当すると推定される。
- 2=その規模は45m（南西辺）×32mの長方形を呈し、概ね北西に主軸方向をもつ。
- 3=南西の一辺には、やや地割りのズレると思われる箇所（=〈3〉）が見受けられるが、この屋敷跡の出入口部に関わる施設の痕跡の可能性もある。
- 4=この一辺の溝が2重になっているのは、あるいは出入口部に近く、それとの関連性をもつ場合と、屋敷地の拡張等による可能性などが想定される。
- 5=このプランから考える場合、3号溝跡は調査区のすぐ外側付近で、西に屈曲することになる。
- 6=そして、墨画土器出土地点は、この屋敷地のほぼ東隅位置することになる。
- 7=ここに想定した屋敷地のプランであるとするならば、当時の道の痕跡は残っているのであろうか。

## 2 出土した墨画土器

ここでは今回、末野遺跡の発掘調査で検出された墨画土器関連の資料を示す。土師質土器の検出された遺構は、位置的には1号～4号溝跡によって区画された屋敷地内に相当し、3号溝の西約2.7m・4号溝の西約2.2mにあたる5号ピットである（第5・6図）。

5号ピットの規模は、43cm×37cm・深さ14cm、皿状を呈する小ピットである。墨画をもつ土師質土器はピットの北端付近、底面から5cm程浮いた位置から、正位の状態で出土した（第7図1.3）。そしてその上位から別個体の土師質土器の破片数点が、底面を上に向けた状態で確認された。

のことから2点の土師質土器は、まず内面に墨画をもつものを正位に置き、その上に墨画をもたない土器を合わせ口状に載せた状態であったと推測される。なお、土器はともに後世の耕作により破損されており、とくに上位にあった土器では大部分が欠損していた。ピットの覆土内には他の遺物は無く、2点の土器の中についても同様であった。

墨画土器の上に、破片の状態でのっていた土器をNo1、墨画土器をNo2（第7図）とする。

No1：土師質土器、暗茶褐色。同一個体の破片4点からなる。底部の一部とその周辺のみであるため、法量不明。ロクロ成形（回転糸切り）。在地産と推定される。

遺存していた破片の範囲内では、内外面とも墨痕はみられなかった。

No2：土師質土器、暗茶褐色。口径11.8cm・底径6.9cm・器高2.6cm。ロクロ成形（右回転糸切り）。時期は15世紀後半、在地産（註4）。

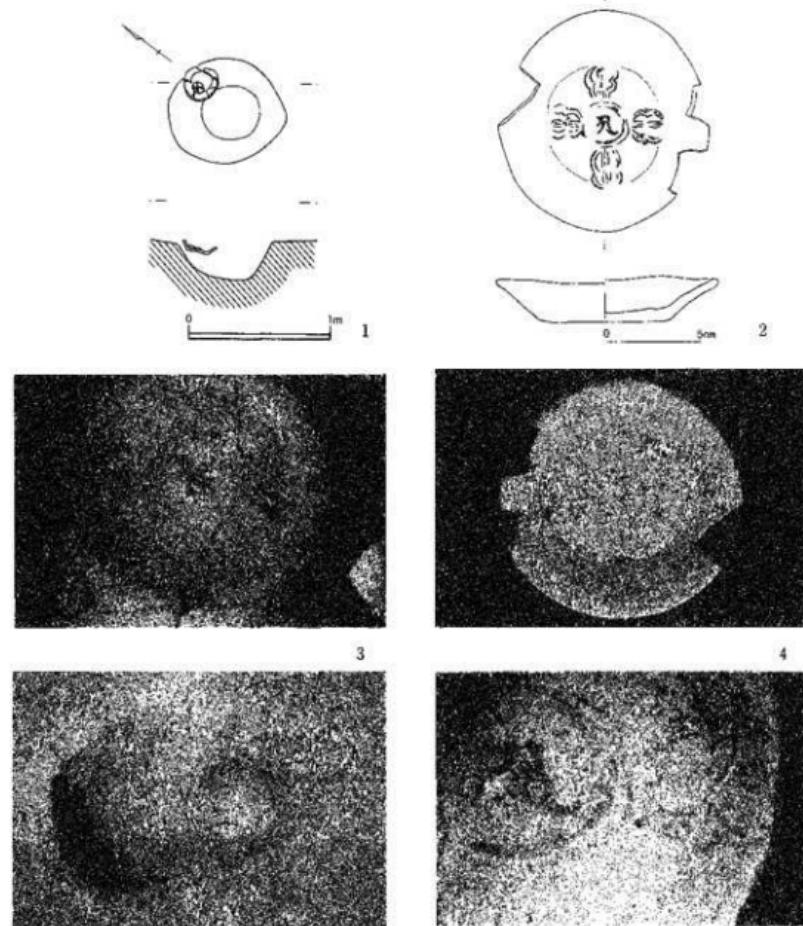
この土師質土器は、内側底面に墨画をもつ。肉眼では、梵字の記されていることと、その周囲に何らかの意匠が描かれているのが分かる程度であった（第7図4）が、赤外線カメラを用いたところ、観察できるまでに墨画が浮かび上がった（同図5）。次いで、この墨画について眺めてみる。

まず、周辺部から検討していく。4箇所みられる「8」字状の墨書きは、3つの“部分”から成っていることが読み取れる（同図6）。つまり、「3」の字状を呈するものを対照形に2つ組み合わせ、さらにその中間に直線的なものが配されている。この3つの“部分”は、その形状から見て、両脇の2本が鉢輪（「3」の字状の部分）と1本の中鉢など、“鉢”を表現していると考えられる（第8図1）。中鉢が3本の線で描かれているのは、鉢の輪郭線と、稜線を表現しているのであろうか。脇

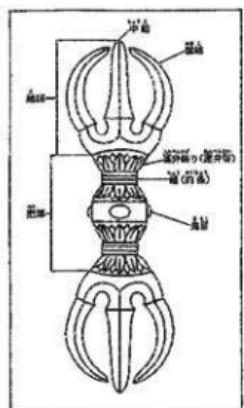
鉢の外側には嘴形はみられず、全体的に鉢の形状も不鮮いである。また、脇鉢の内部にみられる「丶」状の墨書きの意味については、判断できなかった。

以上をまとめると、鉢を3つもつもの=三鉢杵(第8図1)を2本、十字に組み合わせた形態、即ち羯磨(同図2)が描かれていると看做される。

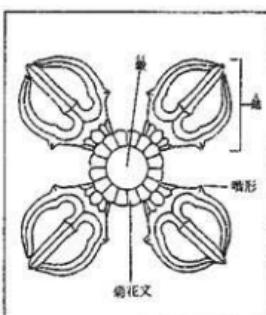
4つの鉢が並ぶその内側には二重の円があり、そしてさらにその内側には梵字が記される。この二重の円は、羯磨の穀と、その周間に巡らせる蓮華文または菊花文の外周線を示すのであるか、判然と



第7図 末野遺跡出土の墨画土器



1



2

第8図 三鉢杵・羯磨 名称図

1:三鉢杵

2:羯磨

しない。梵字は胎藏界の大日如来を意味する「ア」である。

胎藏界壇に配する場合は菊花文式の羯磨が、金剛界壇に配する場合は、蓮華文式の羯磨が用いられることが多いとされるが、この墨画には花文そのものの表現が省かれている。また、墨痕が不鮮明で断定はできないが、鉢部と二重の円の部分を結ぶ位置に運弁帯がなく、しかも杵部そのものが表記されていないものや、鉢部と二重の円が交わってしまっている箇所が観察される。

羯磨そのものが、細部に頼らざらず、かなり省略されたかたちで描かれている姿と理解したい。

### 3 墨画資料の類例

本項では、類例として「羯磨」の墨画された資料を掲げるが、それに先立つて、小稿に関する用語に関して若干触れておく。

密教法具で欠くことのできない法具類は、神秘に満ちた姿形に単に道具として以上の意味づけがなされており、その神秘に満ちた形が行者に特殊な力を授け、修法の成就を助けるとされる。

「羯磨」は羯磨金剛と呼ばれるが、羯磨輪・羯磨杵・十字金剛・十字轉日羅などとも称される密教法具で、二本の三鉢杵を十字に組み合わせた形をする。元々はインドで用いられた投擲用の武器を起源とし、四方の峰が諸悪の侵入を防御する。修法のときには大壇の四隅に安置して、四方面への修法作業の成就をはかるためのもの。

「羯磨台」は、羯磨を大壇の四隅に安置するさいに使用する台で、羯磨皿とも呼ばれる。基本的に真言宗では輪台・羯磨台を備えるが、天台宗では用いない。

「輪宝」は、本来古代インド神話に登場する転輪聖王の感得した神聖な車輪のこと、戦闘のさうすに先立つて転進し、四方の敵や傷害を破碎したといわれる。密教では輪宝を法具として取り入れ、心中の煩惱を打破して清浄な心を得るための象徴とする（以上、岡崎1982・関根1992）。

さて、「羯磨」の墨画された考古資料で、管見に触れ得た範囲内においてこれまでに報告されている事例は以下の2遺跡3点である。

### 大阪府金剛寺遺跡（田中1987・水野1991）

遺跡は大阪府泉南市飯ノ峯畠に所在する。金剛寺は、平安時代末～鎌倉時代前期頃に建立されたといわれる。関西国際空港建設に伴う土砂採取用地となったことから、大阪府埋蔵文化財協会が発掘調査を実施したところ、2点の墨画土器が出土した（第9図1・2）。

ともに包含層からの出土で正確な出土状況は不明ではあるが、合せ口にして埋納された可能性が高い。揭露の墨画された資料は、ともに口径約8cmを測る土師質小皿の身2点。底部は指押さえにより調整され、口縁部を外方に強くナデて端部を肥厚させる。内底面に墨書で羯磨を描く。2点のうち1点は、墨画の遺存状況がきわめて良好である。遺物の時期は14～15世紀代、最も新しく見積もっても16世紀初頭のこと（註5）。寺院開連の地鎮祭儀に伴う遺物とされるものである。

この資料について詳しく述べられている水野正好氏の論考（水野1991）を以下に抜粋してみる。

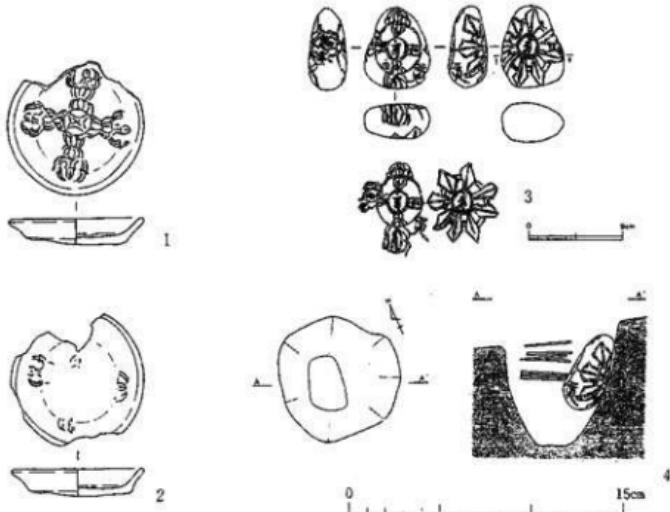
「金銅製羯磨は大壇に配置される時、羯磨台または羯磨皿と呼ばれる台皿が用いられる」。金剛寺遺跡例の内面に「描かれた羯磨文は台皿上の羯磨の表現とみなしてよく、描くことでセット関係を示していると言える。輪宝墨描土器が輪宝皿上の輪宝であることと規を一にする表現と言えよう。

（中略）基壇や建物、屋敷地の四隅を点じて用いられた祭具がこの資料であると見てよいであろう」。

### 岩手県大釜館遺跡（井上1992a・b・c）

遺跡は岩手県滝沢村大字大釜字外館地内の、北上川流域低位河岸段丘上に立地する。土地区画整理事業に伴う調査において、石に羯磨と輪宝を墨書きした資料1点が検出された。

羯磨・輪宝墨画石（第9図3）は、直径約6.5cm・深さ6.7cmのピットから検出された。墨画石の出



第9図 羯磨墨画資料の類例 1・2：大阪府金剛寺遺跡 3・4：岩手県大釜館遺跡

土状況は、羯磨の裏面を内側に、輪宝の墨画面を外側に向かって、ピット東側の壁面に密着させるかたちで置かれていた（同図4）。さらに、羯磨面に接するようなかたちで寛永通寶8枚が置かれ、羯磨面の左下には寛永通寶が齊食したために付着した鏃と粉殻が確認された。伴出した「寛永通寶から江戸時代前半（17世紀後半～18世紀前半）に執り行われたものと推定される」。

墨画石は、最長軸4.1cm・最大幅3.2cm・最大厚2.0cm・重さ39.8gを測る石英安山岩製。石の片面には羯磨と、その中央に金剛界の大日如来を意味する梵字「バン」、そして羯磨に右下には「黄」の文字が墨書きされる。もう一方の面には輪宝と、その中央に胎藏界の大日如来を表す梵字「ア」が墨書きされる。

報告者の井上雅孝氏の論考（井上1992a・b・c）を、以下に抜粋してみる。

地鎮には地面の五方に五色の玉（東に青玉・南に赤玉・西に白玉・北に黒玉・中央に黄玉）を分けて埋納することと定められている。石に記された「黄」の文字は五方五色の中央を意味し、一緒に埋納されていた初穀は五穀（大麦・小麦・初穀・小豆・胡麻）の一つを指していると考えられる。「羯磨・輪宝墨書き石は、羯磨・輪宝・石・黄・大日如来（金剛界・胎藏界）・錢・初穀・小穴（地鎮鎮壇の祭儀に重要な要素を抽出して集大成した遺物といえる）。

なお「輪宝」の墨画された資料については、「羯磨」以上に報告例が多く、いずれも地鎮祭儀に関わるものと推論されている。こちらについても触れねばならぬ問題ではあるが、現在それだけの準備がなく、また小稿では、羯磨の墨画された末野遺跡例を中心とするため、輪宝関連については別の機会に譲りたい。

#### 4 末野遺跡例の性格

事例がごく少ないと云うものの、上に観た類例から推して、末野遺跡出土の墨画土器は地鎮祭儀に伴う可能性が大変に高いといえる。その具体的な内容については知る統べもないが、特徴として以下の2点が挙げられよう。

- 1 = 大阪府金剛寺遺跡例について水野正好氏が論考されたのと同様、羯磨と羯磨皿のセットを、土師質土器に羯磨を墨画して代用している、と考えられる。
- 2 = 墨画された羯磨も、各部分がかなり省略されたかたちで表現されていると思われる。

以上から、地鎮祭儀そのものが、簡略化されたり変容したりといった、多様性をもった段階を時代背景とする資料、と理解したいと思う。

では、本例は何を対象としておこなった地鎮祭儀であるのかを、次に検討してみる。

##### 1. 地鎮の対象

地鎮を行う場合、その対象として以下の2点に大別できる。

a 建物を対象とした場合

b 屋敷地（=土地）全体を対象とした場合

地鎮と推定される遺構・遺物が検出された場合、a・bの違いによって以下のように問題点も異なるてくる可能性がある。

aについては、これから建てようとする建物を対象とするもので、この場合、検出された地鎮に

伴う遺構・遺物の周辺または近辺に、対象となった建物が存在したと看做すことができる。其壇内部や柱穴内などに地鎮の痕跡がある場合には、その帰属性はきわめて高いといえる。しかし、そういった場合を除いて、建物跡と地鎮遺構・遺物を関連付けることはやはり困難であるといわざるを得ない。掘立柱建物跡のように、時期決定が困難な遺構ではこの点がさらに強調される。たとえ掘立柱建物跡と地鎮遺構・遺物が時期的に重なるとしても、両者が確実に結びつくとは限らないのである。単独の建物跡と単独の地鎮遺構・遺物が検出されたさいには、両者の関連性を想定できるかも知れない。

複数の建物跡と、単独の地鎮遺構・遺物が検出されたさいには、単独同士で検出された場合よりも対象を特定することは困難となる。建物跡同士が離れていて、地鎮遺構・遺物がその内のどれかに納まっていたり、建物跡同士の多少の重複があっても、各々の位置関係が複雑でないのであれば、帰属関係を想定できる場合もある。

建物跡同士が複雑に重複していたり、地鎮遺構・遺物が複数存在する場合では、両者の関連性を問うのはほとんど不可能に近い。

しかも、これまでに挙げた問題点とはまったく別に、検出された地鎮遺構・遺物は周囲の建物跡と結び付くのではなく、屋敷地全体を対象とした可能性も考慮しなくてはならない。

bの場合については、単独の建物を対象としたものではなく、屋敷地（＝土地）全体を対象としたものである。発掘調査において検出された場合の判断は、aの場合以上に困難であり、しかもその周囲に建物跡が存在しているさいには、さらに難易度を増すばかりとなる。

bの仮定内で検討する場合、地鎮の対象範囲（＝屋敷地の範囲）と、その中の位置を明らかにすることが必要となる。

密教伝来以降、地鎮の対象が建物そのものであれ屋敷地（＝土地）全体であれ、その対象地の中央・四隅あるいは四方・八方の方角を意識していることが多いことは、現在おこなわれている地鎮行為や、考古資料を検討された先学による成果（水野1982・1984・1991、木下1984、廣田1990、鶴谷1992）等からもいえる事柄である。

しかし、たとえ建物跡や建物跡群が確認できたとしても、屋敷地の範囲を確定するには堀跡・塀跡・柵跡・土塁等々、地割りの痕跡がない場合には困難といえる。

……以上にみたとおりマイナス材料ばかりが並んでしまい、小稿を起こすこと自体に無理があったといわんばかりであるが、敢えて末野遺跡検出の地鎮資料について小考を加えてみたい。ついでには、本資料をa・bそれぞれを想定して検討していくことにする。

#### a建物を対象とした場合

建物そのものを対象として地鎮がおこなわれたのであれば、地鎮のための遺構・遺物と対象となった建物との位置関係を見極めることが重要となる。なお、建物跡の中央・四方・八方のどれかに該当する可能性が高いとされる点については前述した。そこで、地鎮遺構である5号ピット周辺に位置する掘立柱建物跡について個別に眺めてみる。

墨画土器の出土した5号ピットは、8号掘立柱建物跡の南約1m、9号掘立柱建物跡の北東約3mにあたる。8号掘立柱建物跡からみた場合、同建物が北へ続くのか南へ続くのか不明である。前

者の場合建物の範囲外となるが、後者では墨画土器出土地点は、建物の範囲内に相当する。但し、8号の規模についても不明であるため、この建物跡とピットに関連性があったとしても、建物のどの位置に相当するかについては不明である。10号掘立柱建物跡からみれば建物の範囲内に入り、南東隅の隅柱からほぼ北へ2.1mの地点に位置することにはなるが、これについても建物の規模が不明であるため、ピットが建物のどの位置に相当するか、これまた不明である。

掘立柱建物跡の外に出てしまうとはいっても、建物の外側の四方・八方で執り行っている可能性もある。しかし前述のように、建物の規模に不明な点があり多く、この点についてもやはり判別できなかった。

7号～10号まで含めて、墨画土器出土地点が建物の四隅もしくは中央に該当するとは考えづらい。少なくとも調査範囲が小さ過ぎるといわざるを得ない。各掘立柱建物跡との、積極的な関連性は読み取れない。

#### b 屋敷地全体を対象とした場合

では、次に屋敷地全体を対象としている場合、1号～3号屋敷跡のどれに該当するのか検討してみたい。結論から先に述べれば、3号屋敷跡の可能性が最も高いと推論した。というよりも、1号・2号屋敷跡では3号屋敷跡以上に可能性が低いと思われる所以である。

1号屋敷跡では、墨画土器出土地点から東約4.5mに4号溝が存在しており、その方位から1号屋敷跡に関わる地割り溝の可能性も考えられる。その場合、この溝がどこまで統くかによって、墨画土器と1号屋敷跡の位置関係が異なったものとなるが、屋敷地の東側とまでは推測できても、北東部・東中央部・南東部いずれに該当するかまでは特定できない。しかし、きわめて低いながらも可能性は否定できない。

2号屋敷跡については、その地割りが分からぬ上に多少軸をずらしてはいるものの、3号屋敷跡と同一の屋敷であったとも思われる点から、云々することはほとんど不可能である（もっとも、これは1号・3号屋敷跡にも当てはまる事柄かも知れないが……）。

3号屋敷跡についても、「～と仮定すると」・「～であるとすれば」・「～と看做す」等々、無理に無理を重ねて来たが、今ひとつ無理を重ねて墨画土器の位置を考えてみたい。3号屋敷跡の地割りについては、調査区外に広がる桑畑にその痕跡が残されていると看做し、北西方向に主軸をもつ平面規模約45m×約32mの、3号屋敷跡を想定した。これから判断すると、3号溝跡は調査区外のすぐ外側で左（北西）方向に屈曲をし、墨画出土地点は屋敷地の四方の一方（＝東隅）に位置することになる。

飛躍とのそしりは免れないが、一私見としてこの墨画土器は、3号屋敷跡の屋敷地における四隅を点じて用いられた祭具である、と考えたいと思う。

#### 2. 屋敷跡の性格

性急に過ぎる結論ではあるが、次にこの屋敷跡の性格について、蛇足ながら付言しておく。

各屋敷地の規模が明確ではない状態で、その規模を云々するには無理がある。これに周辺地域の状況を考え合わせ、あくまでも一所見として述べる。この当時の、一般庶民の住居の規模について述べる資格に欠けるが、少なくとも3号屋敷跡の規模を観る限り、やはり一般庶民の住んだものと

は考えにくい。可能性として以下の3点が挙げられるのではないか。

- 1=富裕な農民階級の屋敷
- 2=仏教や神道など、宗教関係の屋敷（施設）
- 3=武士階級の屋敷

1については、検討するだけの材料がなく、可能性の有無は問うことができない。

2については、出土した墨画土器そのものから考えた可能性であるが、既に観てきたように、出土した墨画土器は、屋敷地の地鎮祭儀用いられたものと考えられる。密教法具と大日如来が墨画された土器は、屋敷の性格を示すというよりも、用いられた目的を示していると看做されるべきであろう。可能性を完全に否定することはできないまでも、きわめて低いといえる。

次に、3について検討してみる。屋敷地が第2河岸段丘面の緩斜面上にのっており、その北側には大正寺山があるということは既に述べた。この山は、武藏七党の猪俣氏に連なる藤田氏の山城（=花園城）の、支城である花園御岳城があったとされるところである。

現在この山頂には、御岳教の社が建っているが、その周辺には平場や堀と覺しき遺構が現存している。藤田氏はのちに後北条氏に従い、花園城は鉢形城の支城となる。天正18（1590）年、豊臣秀吉の小田原攻めの際、鉢形城落城とともに花園城も運命を同じくしたといわれるが、花園御岳城についても同様であったと考えられる。逆にいえば、この時まで花園城と同じく、花園御岳城も機能していたといえるのではなかろうか。

段丘面をもう1段降りた第3河岸段丘面上には、近世に整備され秩父往還となった街道の裏道が通っており、そこから花園御岳城へ至る尾根伝いの小道の脇に、1～3号屋敷跡は位置している格好になる。近世に整備された街道となるにしても、まったく新たに道筋を踏み替えたのではなく、それ以前に原型となる道が存在していたと思われる。これは段丘面の幅が狭く、立地的に観てもそのコースに選択の余地が小さいため、大きなズレは無いのではなかろうか。仮に多少コースのズレがあったにしろ、やはり中世に存在したであろう道から、花園御岳城に通ずる尾根伝いの道の脇に、屋敷地があったと推測されるのである。

1=花園御岳城は16世紀末まで存続していたと考えられ、一方、3号屋敷跡の溝跡からは16世紀代の遺物が出土している。

2=3号屋敷跡は、花園御岳城直下の緩斜面（=河岸段丘面）上に立地している。

3=3号屋敷跡（および東群の掘立柱建物跡群）の規模から推して、一般庶民の住居とは考え難い。

以上3点から、3号屋敷跡は花園御岳城もしくは花園城に関連した屋敷一例れば、根小屋一であった可能性を挙げておきたいと思う。1号・2号屋敷跡についても、3号の前身的屋敷跡であるとするならば、同様の可能性が想定される。まして、これらの屋敷跡が一連の屋敷の中での建て替えなどによる結果であるとすれば、よりこの可能性が強くなるのであるが……。

## 5 小 結

長々と書き連ねた事柄の要点を列挙すると、以下のとおりになる。

（1）西群の掘立柱建物跡群・溝跡から推して2つないし3つの屋敷跡が重なって存在していると

- 思われるが、各々の関連性・連続性については不明。あるいは2つ目の屋敷跡内での建て替えの可能性も拭い切れない。
- (2) 3つと仮定した場合、3号屋敷跡が最も新しいと推定され、消跡からは16世紀代の遺物が出土している。1号・2号については、3号以前と思われるが時期不明。
  - (3) 墓画土器は、少數ではあるものの、類例から推して地鎮祭儀に関わるものと考えられる。
  - (4) そしてその地鎮祭儀も、かなり変容したかたちで行われた様子が窺われる。
  - (5) しかし、地鎮の対象が掘立柱建物、または屋敷地全体のいずれであるのかは不明確。
  - (6) 掘立柱建物を対象としていた場合、墓画土器の出土地点は、対象とする建物の四方のいずれかまたは中央に位置している可能性が考えられるが、調査区内で観る限りこれに該当する遺構はみあたらない。強いて挙げれば10号掘立柱建物跡が考えられようが、積極的根拠に欠けるといわざるを得ない。
  - (7) 屋敷地全体を対象としていた場合、あくまでもひとつの可能性として、屋敷地の四方(四隅)なり中央を結界してその内側の清浄を守り、また屋敷地内の安寧を願っておこなわれた祭儀の痕跡であると推論される。但し、この屋敷地に帰属する掘立柱建物跡については確定するには至っていない。屋敷地の地割りについては、不明瞭な部分もあるが、少なくとも墓画土器出土地点は四方の1つ(=東隅)に相当すると思われる。
  - (8) この屋敷跡の性格としては、屋敷地の背後(北側)に存在する藤田氏閥連の中世山城=花園御岳城の根小屋が可能性の1つとして考えられる。では、1号・2号屋敷跡の性格はどんなものであるのか。時期的には、3号に先行する可能性を消極的に支持できるのみであり、その規模については検討材料が少な過ぎる(もっともこの点に関しては、末野遺跡の中世閥連資料全般に共通することではあるが……)。きわめて大まかな時期・位置関係・規模などから、やはり3号と同様に根小屋の可能性を挙げておきたい。
  - (9) なお“西群”と仮称した一群のみではなく、“東群”的建物群についても、現状においては同様の可能性を考えたい。

以上のまとめに加えて、素朴な疑問として2点を掲げておく。

<1> 墓画資料になぜ「輪宝」と「羯磨」を描いたものがあるのか。

<2>なぜ、「輪宝」と「羯磨」には資料数的には差が大きいのか。

<1>については、墨画された「輪宝」と「羯磨」には厳密な使い分けがあったのであろうか。少なくとも、末野遺跡例を含めた3遺跡4点の「羯磨」を観察する限り、その省略された内容から厳密性に欠けるとの印象を受ける。「輪宝」墨画資料の検討をしていないだけに、軽々しく論ずるのは控えねばならないが、やはり簡略化され変容したため、内容的にも変容したものと想像される。

だからといって、<1>の疑問は依然として残る。変容したとはいえ、2種類あるというのは何らかの意味があるのであろうか。ここでは検討するだけの準備がない。「輪宝」墨画資料の検討が不可欠といえる。

<2>については、両者の資料数の差に基づくもの。四方を点じたと推定される「羯磨」より、中央を点じた「輪宝」の方が、なぜ資料数的に多いのか。両者が厳密に用いられたのであれば、「羯磨」

より「輪宝」の数が圧倒的に多いことになるが、現実的にはその逆で、しかも現状からみて差があつたといえる。将来、資料数が増すことによってその比率は多少変化しそうが、逆転するまでには至らないのではないか。やはり「輪宝」が資料的に多いと考えられるのである。これも、「輪宝」・「羯磨」が厳密に使い分けられていないことを示す証左であろうか。

それでも、輪宝墨画土器が多いという疑問点は依然として残る。つまり、疑問点は挙げられるが、これに対して成す統べもなかった、といわざるを得ない。

## おわりに

発掘調査において掘立柱建物跡群と溝跡が検出され、位置関係・方位などから、周間に溝を巡らせた屋敷跡を推測した。その後、実測作業が進むにつれてこの推測がより確かに始めた頃、屋敷地の一角で地鎮を思わせる墨画土器が出土し、掘立柱建物跡群・屋敷地との関連性を考えた。そして、遺跡内の各調査区に対し空中写真測量をおこなっていく過程で、発掘調査の結果から推定した屋敷地のプランと、現在の桑畠の地割りが一致していることが、写真上に観察できた。以来、とくに根拠のないままに、今も桑畠に名残をとどめている屋敷地と、墨画土器のつながりを想定してきた。この点について、具体的な項目を挙げて検討してみたのが小稿である。

たびたび繰り返したように、末野遺跡出土の墨画土器は、類例から推して地鎮祭儀に関わる資料と推定できる。それが何を対象としたものであるのか。建物であるのか、屋敷地全体であるのかまでは特定できなかった。これは筆者の末熟に因るものであるが、屋敷地全体のごく一部分しか発掘対象範囲に入らなかつた点が残念でならない。

遺構・遺物について、少な過ぎる資料からの推論には非常な無理が伴つた。そこで仮定に仮定を積み重ね、ひとつつの可能性として、周間に溝を巡らせた屋敷地の四方（四隅）におこなわれた地鎮祭儀の痕跡ではないかとの感想をもつた。そして、遺物やそこに描かれた羯磨等から、器具的にもまた祭儀的にも簡略化され変容したものではないか、と考えるに至つたが、これは中世末の地鎮祭儀のひとつの特徴と表現できるのであろうか。

また、屋敷跡の性格についても、積極的な根拠もなく、中世山城＝花園御岳城または花園城に関わる根小屋と推測した。

地鎮祭儀について推論していく過程で、祭儀行為や仏教用語についての知識も無いままに、先学の業績を未消化のまま自分の推定に都合よく援用してしまったのは、きわめて客觀性に欠けるといわねばならない。いかに無謀なことをしたか、と汗顔の至りである。

今回は、資料の提示と、それに伴う筆者の空想的な所見の域を越えるものではなく、別に機会を設け、改めて検討し直したいと思う。

## 謝 辞

小稿を草するにあたり、下記の方々・機関に御教示・御助言を頂いた。また資料の収集・実見に際しても御配慮頂いた。

浅野晴樹、磯崎一、井上雅孝、今井宏、岩手県滝沢村教育委員会、宇田光弘、馬橋泰雄、側大

阪府埋蔵文化財協会東大津事務所、岡戸哲紀、岡本圭司、木戸春夫、栗原文藏、西井幸雄、野中仁、橋口定志、平田重之、宮瀬文二  
(敬称略・五十音順)

また野中仁氏には、赤外線カメラで墨画を観察するにあたって大いに便宜をはかって頂くとともに、多大なる御迷惑をおかけした。図版作成については、根川淳子・朝倉悦子の二人に御協力頂いた。文末ではありますがここに御礼申し上げます。

小稿は、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団の平成5年度研究助成による成果の一部である。

(1995年8月23日稿了)

#### 【註】

註1：小稿は当事業団の平成5年度研究助成によるものであるが、平成5年度の段階では県道広本木野線関係の整理作業は、平成7年度に開始されるとの見通しであった。しかし、諸般の事情から、発掘調査の終了が平成7年度、整理作業開始が平成8年度以降となつたため、小稿が報告書刊行に先行するかたちとなった。

註2：第3図のaでは、柱の並びが四辺とも並んだもののみをグラフ化した。

bでは、一方のみのものについてはその方位を、二方向のみのものについては、長軸の方位を各々波線で示した。

註3：各図における遺構番号については、1号掘立柱建物跡はS B 1、2号掘立柱建物跡はS B 2・・・、1号溝跡はS D 1、2号溝跡はS D 2・・・、5号ピットはP 5と表記する。

註4：浅野晴樹氏の御教示による。

註5：財団法人大阪府埋蔵文化財協会東大津事務所の御教示による。

#### 【挿図の出典】

第8図1・2：余良国立博物館1992(p273)より転載

第9図1・2：田中1987(p30)より転載

第9図3・4：井上1992c(p102)に一部手を加えて転載

#### 【引用・参考文献】

- 井上雅孝 1992a 「岩手県滝沢村 大蓋越遺跡」『牛邪志』第5号 武藏考古学研究会  
井上雅孝 b 「岩手県滝沢村大蓋越遺跡出土の輪宝・渴鹿墨書き」『史録』第17号 新進考古学同人会  
井上雅孝 c 「輪宝墨書き土器観 対屋敷前遺跡の資料を中心として」『いわき地方史研究』第29号 いわき地方史研究会  
井上雅孝 1995 「江上館跡出土の墨書きについて」『江上館跡III』新潟県中条町教育委員会  
岡崎譲治 1982 「仏具大事典」鎌倉新書  
兼康保明 1990 「屋敷と屋敷地のまつり」「中世のまじない」第6回中世遺跡研究集会 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所  
木下密連 1984 「中世の地頭・銷壇」『古代研究』28・29  
郡司良一 1972 「梵字を描く墨書き土器」『考古学ジャーナル』No.71  
阪田宗彦 1989 「南教法具」『日本の美術』No.282 文化庁 王文堂  
端谷和彦 1992 「『地説め』の諸相」『関西近世考古学研究』III 関西近世考古学研究会  
鈴木孝之 1993a 「寄居町末野遺跡の調査」『第26回遺跡発掘調査報告会 発表要旨』埼玉考古学会  
鈴木孝之 b 「寄居町末野遺跡 一中世屋敷跡と墨書き土器」『埋文さいたま』第14号 埼玉県立埋蔵文化財セ

ンター

- 鈴木孝之 1994 a 「木野遺跡」『第1回石器文化研究交流会 発表要旨』石器文化研究会
- 鈴木孝之 b 「寄居町木野遺跡 一須恵器を焼いた窯跡の調査」『埋文さいたま』第18号 埼玉県立埋蔵文化財センター
- 鈴木孝之 1995 「寄居町木野遺跡の調査」『第27回遺跡発掘調査報告会 発表要旨』埼玉考古学会
- 間根俊一 1992 「密教工芸 一神秘のかたち-」『特別展 密教工芸 一神秘のかたち-』図録 奈良国立博物館
- 総芸合編集部 1969 「梵字入門」総芸舎
- 田中龍男 1987 「金剛寺遺跡」大阪府埋蔵文化財協会
- 奈良国立博物館 1992 「特別展 密教工芸 一神秘のかたち-」図録
- 水野正好 1982 「屋敷地取作法と地籍の考古学 一高野山宝性院跡発見の遺構をめぐって-」『高野山発掘調査報告書』 考古学研究室調査報告第3冊 元興寺文化財研究所
- 水野正好 1984 「近世の地頭・鎌壇」『古代研究』28・29
- 水野正好 1991 「紙魚想考 (IV)」『文化財學報』第9集 奈良大学文学部文化財学科
- 森 郁夫 1984 「古代の地鎮・鎮境」『古代研究』28・29
- 森 郁夫 1990 「古代・中世の地鎮め」「中世のまじない」第6回中世遺跡研究集会 広島県草津千軒町遺跡調査研究所
- 寄居町 1986 『寄居町史 原始 古代 中世資料編』
- 寄居町教育委員会 1989 『寄居町の歴史』

## 研究紀要 第12号

1996

平成8年3月25日印刷

平成8年3月31日発行

発行 財團法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-01 大里郡大里村大字箕輪字船木884

☎0493-39-3955

印刷 朝日印刷工業株式会社